



©宮城県・旭プロダクション



# セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報誌です。

セーフティ123に参加されているみなさん！宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転していますか？

## 事故事例から学ぶ安全運転 テーマ 「どうぞお先に？ 譲ってくれた？」

### 【事故概要】

交差点で右折待ち中、渋滞のため、交差点の手前で停止した対向車の状況から、進路を譲られたと思い、右折したところ、対向側から進行してきた自転車と衝突した。

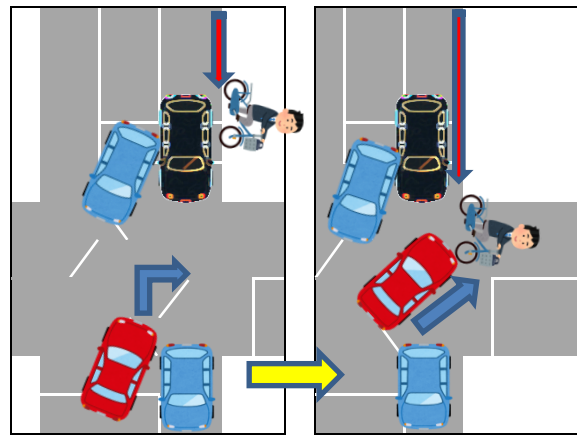
### ドライバー語録

「えっ？、だって対向車が進路を譲ってくれたから進んだのに…そんなぁ…」

「譲ってもらったので、すぐに進まなきゃ悪いと思って、慌てて発進しました。」

「あの時、進路を譲ってもらわなければ、こんなことにならなかったのに。」

「私（譲った相手側）、えっ、なんか悪いことでもしたかな・・・??」



## なぜか譲られると、つい…慌ててしまう??

皆さん「サンキュー事故」という言葉を聞いたことありませんか？相手側から進路を譲られると、「あっ、どうもありがとうございます～お先に失礼」となりますよね。交通社会の中でも、状況は様々ですが、ちょっとした譲り合いの場面に遭遇することがあるかと思います。譲る側も、譲られる側も、ゆとりある運転は、一人一人の運転マナーの向上にも繋がります。

進路を譲られたケースでは、進路を譲ってくれた相手方に対して、手振りや身振りなどで「ありがとう」とアピールすることに気を取られ、譲ってくれた相手に気兼ねして、つい、慌てて急いで曲がろうとしまいませんか？

当然、交差点を右折するのであれば、対面する信号及び横断歩行者側の信号状況に加えて、対向車や、交差点付近の歩行者、自転車などの動静にも十分注意を払わなければなりませんね。



## 譲られたお礼も大切ですが、まずは安全確認が最優先です!!

交通状況は、時間の経過とともに刻々と変化します。運転中に、このような場面に遭遇した場合、「譲られている？」と過信してはいけません。相手側は、渋滞などでたまたま停止している場合もあります。相手側に譲られたからと言って走り出して、万が一にも交通事故を起こせば、譲られたからと言っても、運転者の責任は免れません。まずは、安全確認が最優先です。

## 「SDカード」は安全運転のあかし！！

●「SDカード」は、自動車安全運転センターが、運転記録証明書の発行を申込まれた方が同証明書の証明日（発行日）以前に1年以上無事故無違反の場合に、証明書に添えて「安全運転のあかし」として差し上げているもので、引き続き模範的な運転をされるようにとの願いが込められています。

「SDカード」は、無事故無違反の期間によって5種類あり、裏面は「無事故無違反の証」になっています。

【SDカード 裏面】



【SDカード 表面】

グリーンカード



1年以上2年未満

ブロンズカード



2年以上4年未満

シルバーカード



4年以上10年未満

ゴールドカード



10年以上20年未満

スーパーゴールドカード



20年以上

▲「SDカード」は、「SDカード優遇店（SDカードステッカーがあるお店）」で提示すると割引や優遇特典を受けることができます。

「SDカード優遇店」の詳細は、「自動車安全運転センターホームページSDカード優遇店検索」をご覧ください。また、「自動車安全運転センター宮城県事務所電話番号022（373）7171」にお問い合わせください。



■8, 663チーム25, 989人に御参加いただきました「123日間の無事故無違反への挑戦」部門は、10月15日に実施期間が終了し、「自主的・主体的な交通安全活動」も10月21日に応募期間が終了しました。今回の成果はいかがでしたでしょうか。実行委員会では、協賛金を継続して受け付けています。参加者の励みとして、また、交通安全を盛り上げるためにも是非協賛をお願いします。

## 交通事故に遭われた方々へ

交通事故で発生した損害賠償問題などのご相談を受けております。お気軽にご利用ください。

交通事故 相談受付時間 月～金8:30～16:45（土・日・祝日、年末年始はお休みします。）

相談窓口 弁護士法律相談 下記日程の14:00～16:00（下記の窓口で事前予約が必要です。）

窓口	電話（問い合わせ先）	弁護士法律相談日程
交通事故相談室	022-211-2432、2433	毎月第2・第4金曜日
大河原地方振興事務所 県民サービスセンター	0224-53-3111 内線241	4月・7月・10月・1月の 第3金曜日
北部地方振興事務所 県民サービスセンター	0229-91-0701 内線216	5月・8月・11月・2月の 第3水曜日
北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター	0228-22-2111 内線280	6月・9月・12月・3月の 第3木曜日
東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター	0220-22-6111 内線294	5月・8月・11月・2月の 第3火曜日
東部地方振興事務所 県民サービスセンター	0225-95-1411 内線3040	4月・7月・10月・1月の 第3水曜日
気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター	0226-24-3186	6月・9月・12月・3月の 第3水曜日